

鉄砲伝来と倭寇勢力

宇田川武久氏との討論

村井章介

The Introduction of Musket to Japan and the Influence of *Wakō*-Prates : A Debate with Dr. Udagawa Takehisa

MURAI Shūsuke

はじめに

- ① 多元的伝来説をめぐって
 - ② 一五四〇年代の朝鮮・明史料に見える「火炮」は鉄砲か
 - ③ 「決定的な史料」を読みこむ
 - ④ 東アジアへの鉄砲伝播
- おわりに

【論文要旨】

本誌第一九〇集に掲載された宇田川武久氏の論文「ふたたび鉄砲伝来論―村井章介氏の批判に応える―」に対する反論を目的に、「鉄砲は倭寇が西日本各地に分散波状的に伝えた」とする宇田川説の論拠を史料に即して検証して、つぎの三点を確認した。

- ① 「村井が鉄砲伝来をヨーロッパ世界との直接のあいだと述べている」と反復する宇田川氏の言明は事実誤認である。② 一五四二年（または四三年）・種子島を唯一の鉄砲伝来シーンと考える必要はなく、倭寇がそれ以外のシーンでも鉄砲伝来に関わった可能性はあるが、宇田川氏はそのオルタナティブを実証的に示していない。③ 一五四〇～五〇年代の朝鮮・明史料に見える「火炮（炮）」の語を鉄砲と解する宇田川説は誤りであり、それゆえこれらを根拠に鉄砲伝来を論ずることはできない。以上をふまえて、一六世紀なかば以降倭寇勢力が保有していた鉄砲と、一六世紀末の東アジア世界戦争（壬辰倭乱）において日本軍が駆使した鉄砲ないし鉄砲戦術との

関係を、どのように捉えるべきかを考察した。

壬辰倭乱直前まで、朝鮮は倭寇勢力が保有する鉄砲を見かけていたかもしれないが、軍事的脅威と感じられるほどのインパクトはなかったため、それに焦点をあわせた用語も生まれなかった。朝鮮が危惧していたのは、中国起源の従来型火器である火炮が、明や朝鮮の国家による占有を破って、倭寇勢力や日本へ流出することであった。

しかしその間、戦国動乱さなかの日本列島に伝来した新兵器鉄砲が、軍事に特化した社会のなかで、技術改良が重ねられ、また組織的利用法が鍛えあげられ、やがて壬辰倭乱において明や朝鮮にとって恐るべき軍事的脅威となった。両国は鉄砲を「鳥銃」と呼び、鹵獲した鳥銃や日本軍の捕虜から、鉄砲を駆使した軍事技術をけんめいに摂取しようとした。

【キーワード】鉄砲伝来、火炮、鳥銃、倭寇、壬辰倭乱

はじめに—私は〈鉄砲伝来—ヨーロッパとの直接のあい〉論者か？

二〇一五年一月刊の『国立歴史民俗博物館研究報告』第一九〇集に、同館名誉教授宇田川武久氏の「ふたたび鉄砲伝来論—村井章介氏の批判に答える—」と題する論文が掲載された。論文タイトルに私の名前が入るなど思ってもみなかったことで、拙論に批判的検討を加える労をとられた宇田川氏に、まずは感謝をささげたい。

あらかじめ、以下で閲読する文献を表1にリストアップし、引用・言及する場合は本表の通し番号で示すこととする。

さて宇田川論文⑩の内容は、承服しかねる、というよりはむしろ不可解なものであった。早い話、冒頭に掲げられた「論文要旨」に「村井氏は鉄砲の伝来は、あくまでヨーロッパ世界との直接の出会いとして理解すべきと力説する」とあるのを見て、わが目を疑った。私は鉄砲伝来をヨーロッパとの直接のあいとする日本人の常識に、一貫して異を唱えてきた者だからである。

宇田川氏は本文でも右の趣旨をくりかえしているが、その一つである三（四頁で、「村井は）鉄砲伝来は「日欧の直接のあい」として、つぎのように主張するのである」という文に続けて、拙著『日本中世境界史論』から左の一節を引用している（⑮二八四〜二八五頁。氏の引用は誤脱が多いので原文を掲げる。以下同様）。

日本の鉄砲の起源については、ほぼ同時代人である明人鄭舜功が、とくに答えを出してくれていた、と私は思う。すなわち、かれの著『日本一鑑』（一五六五年）の窮河話海卷二・器用の「手銃」という項目に、「初め仏郎機国より出づ。国の商人始めて種島の夷に教へて造る所なり」という解説がある。鉄砲は「仏郎機国」すなわ

表1 文献リスト

	発表年月	書誌	備考
①	1986/2	宇田川「『鉄砲伝来』再検討」『海外視点日本の歴史8 戦国日本と世界』ぎょうせい	
②	1987/6	宇田川「鉄砲伝来と倭寇」『歴史地理教育』412号	
③	1990/2	宇田川『鉄砲伝来—兵器が語る近世の誕生』中公新書	⑤と同旨
④	1991/7	洞富雄『鉄砲—伝来とその影響』思文閣出版	
⑤	1993/1	宇田川『東アジア兵器交流史の研究—十五・十六世紀における兵器の受容と伝播』吉川弘文館：第二編第一章「鉄砲伝来の再検討」	①を改稿・増補
⑥	1993/12	春名徹「書評と紹介・宇田川武久著『東アジア兵器交流史の研究』」『国史学』151号	
⑦	1997/3	的場節子「南蛮人日本初渡来に関する再検討」『国史学』162号	
⑧	1997/5	村井「鉄砲伝来再考」『東方学会創立五十周年記念 東方学論集』東方学会	
⑨	1997/10	村井『海から見た戦国日本—列島史から世界史へ』ちくま新書	⑧と同旨
⑩	2003/4	関周一「火縄銃の伝来をめぐって」佐々木稔編『火縄銃の伝来と技術』吉川弘文館	
⑪	2004/2	村井「鉄砲はいつ、だれが、どこに伝えたか」『歴史学研究』785号	
⑫	2006/10	宇田川『真説 鉄砲伝来』平凡社新書	
⑬	2007/8	的場節子『ジパングと日本—日欧の遭遇』吉川弘文館：第四章「ポルトガル人日本初渡来再考」	⑦を改稿
⑭	2012/4	村井『世界史のなかの戦国日本』ちくま学芸文庫	⑨を増補
⑮	2013/3	村井『日本中世境界史論』岩波書店：第Ⅲ部第二章「鉄砲伝来再考」・第三章「鉄砲伝来研究の現在」	⑧⑪を再録・改訂
⑯	2015/1	宇田川「ふたたび鉄砲伝来論—村井章介氏の批判に答える」『国立歴史民俗博物館研究報告』第190集	

ちポルトガル起源のものであるが、それを種子島の「夷」に教えたのは、「国の商人」すなわち王直ら倭寇であった。日欧の直接のあいという常識のウソでも、アジア的要素一辺倒論でもない、きわめてバランスのとれた歴史認識が、ここには示されている。

右の「アジア的要素一辺倒論」が宇田川説を指すことはいままでもないが、拙文は、それを批判するだけでなく、鉄砲伝来を「日欧の直接のあい」とする見方に対して、「常識のウソ」という表現で批判を加えている。拙文をそれ以外の意味にとる余地があるだろうか。⁽¹⁾ 宇田川氏が拙論に付したラベルが失当であることは、私の著作を見るまでもなく、論文⁽¹⁶⁾自体から一目瞭然である。

私は、鉄砲伝来は日欧の直接のあいではなく、王直に代表される倭寇が重要な媒介項として介在したと考えている。『鉄砲記』についても、その内容を全面的に信頼する学説が多数を占めるなかで、できるかぎり批判的に読んできた。⁽²⁾ その意味で、倭寇の役割を大きく評価し、『鉄砲記』にきびしい姿勢をとる宇田川説との共通点は、他の諸説と宇田川説との共通点よりもむしろ大きい。ちがいは、アジア的要素一辺倒、倭寇一辺倒を排してバランスのとれた歴史認識を心がけ、『鉄砲記』についても、「倭寇の渡来とポルトガル人の来航(を)……一つの物語に創作したと憶測する」^(16七頁) ような見方はとらない、という点にある。

以下、宇田川氏の整理に従って、「①朝鮮・明史料の火炮の解釈、②日本に伝来した鉄砲の源流、③鉄砲の仕様の差異が多元的伝来を意味するのか、の三点」^(16三頁) について、宇田川氏の所論を見ていくこととするが、双方の対立点が明確な①を後まわしにして、②と③の論点を先にすませておきたい。②と③はともに多元的伝来に関わる論点なので、①で一括してとりあげることとする。

① 多元的伝来説をめぐる

a 一五四四年・種子島のできごとーペドロとアルカブスー

私は、宇田川氏の多元的伝来説を受けとめて、一五四二年・種子島を唯一の伝来シーンとするのではない可能性を探るべきだと考え、別シーンの可能性を具体的に提示した的場節子氏の説に注目して、つぎのように述べた^(16二八四頁)。

日本に現存する鉄砲のもつ、名称・様式・サイズ・弾の大きさ・メカニク等の多様さは、たしかに、宇田川がいうように、その起源が一五四二(一四三)年・種子島⁽³⁾ だけではなくた可能性を示唆している。葡人の日本「発見」以後、ヨーロッパ勢力が日本に殺到するなかで、多様なかたちで(種子島以外をも含めて)鉄砲技術が伝わったことは充分想像される。その意味で、一五四四年・種子島⁽⁴⁾ で「皿伊旦^{ペイタロ}」(= Pedro = ペロ・デイエス)が「阿留賀放至」(= arcabus)を津田監物(根来津田流の祖)に伝えた、とする的場の指摘は貴重である^(7四八〜五〇頁)。スペイン人の伝えたこの銃は、初伝銃と異なった仕様であった可能性があるからである。

ごらんのように、私は的場説を肯定的に引用したにすぎないので、議論は的場氏と宇田川氏とで交わされるのが本筋である。ゆえにここでは最小限の言及に留めたい。

的場説の根拠となった史料は、「皿伊旦^{ペイタロ}」については『紀伊国名所図会』、「阿留賀放至」については『津田流鉄砲口訣記』で、ともに江戸

時代のものである。宇田川氏はこれを、「津田監物は……紀州の根来寺から起こった津田流の砲術家であり、もともと種子島とはなんの関係もない人物である。天文十三年といえ、鉄砲伝来直後であり、いまだ砲術武芸は誕生していない。それなのに砲術家津田監物の登場は不可解の一語に尽きる。」と一蹴する(16二頁)。津田監物算長(一四九九?～一五六七)は後代に津田流砲術の始祖と目されるようになる人物だが、鉄砲伝来のころのかれの活動を伝える史料を、砲術武芸の誕生以前だからという理由で切り捨てるのは、あまりにも乱暴ではないか。

私も『紀伊国名所図会』『津田流鉄砲口訣記』を全幅の信頼をおける史料だと考えているわけではない。しかし、津田監物にのみ絡むかたちで、スペイン語に由来するらしい「皿伊豆罫」「阿留賀放至」という文字が書き留められた背後に、どんな史実が隠れているのか。それを探る道をみずから閉ざすべきではないと考える。

津田が属したとされる戦国時代の根来衆は、畿内をにらむ好位置を占める一種の兵器産業であって、一五四二年に種子島で起きたできごとを「死の商人」の嗅覚でキャッチし、いち早く渡島するという行動は、ありえないことではない。そして種子島で、津田はポルトガル人に続いて到来したスペイン人デイエスと接触し、デイエスがアルカブスとスペイン語で呼んだ鉄砲を入手し、根来にもち帰ったという経緯が想定される。なお、デイエスが一五四四年に種子島に来たことは、ポルトガル語の史料に記されており、事実と認められる(13二二～二三頁)。

そもそも私が見場説に注目したのは、前引の拙文に明らかなように、宇田川氏の多元的伝来説を具体例で裏づけられないか、という思いからであった。宇田川氏は、倭寇による多元的伝来説を唱えながら、(一五四二年・種子島)以外のどのような時と場において、日本列島への鉄砲伝来があったのか、ただ一つの事例すら示していない。そんななかで、場氏は、(一五四四年・種子島)という別の伝来シーンを採りだした。いた

ずらに史料の信憑性の低さを強調して、あらたな提起を拒絶してばかりいては、せっかくの多元的伝来説もたんなる想定にとどまって、一歩も前進しないだろう。

b 多様な鉄砲の仕様がどこまで複数の起源にさかのぼるのか

まず、かつての拙文を掲げる(15二八四頁)。

宇田川のように、「薩摩筒」^A「堺筒」「国友筒」など多様な様式の和銃が成立してくる背景に、種子島とは時間や場所を異にする鉄砲伝来の情景を想定してもよい。事実、「薩摩筒」の様式は種子島銃のような「外カラクリではなく、弾金のない内カラクリであり、火挟みは鉄製で銃床も様変わりしている」という(5一六〇頁)。

とはいえ、^B日本銃のすべてのヴァリエーションが各別の伝来にまで遡るはずもなく、砲術家たちの創意工夫によって伝来後に生じた変異も多いにちがいない。宇田川は、なぜかこの点のスクリーニングをおこなわず、いきなり「鉄砲の伝来は種子島以外、西日本一帯のひろい地域に分散波状的にあった」という「新事実」につなげてしまう(12二三〇頁)。宇田川が専門とする砲術史の立場から、ぜひ伝来後の変異が解明されることを期待したい。

ごらんとおり、これは批判ではなく要望である。私は、傍線部Aに明らかのように、多元的伝来説を頭から否定する者ではない。しかし現在のところ、(一五四二年・種子島)以外に、史料裏づけをもつ伝来シーンは示されていない。宇田川氏は傍線部Bを引用して、「村井氏はなにひとつ根拠を示さずに、……批判するので、やや戸惑う」と述べる(16一三～一四頁)。すべての変異(ヴァリエーション)がそれぞれ別の起源にまで行きつくことはないだろう、というのは、宗教や芸能における分

派や流派の発生に関する常識論である。宇田川氏も、日本銃におけるさまざまな様式上の変異の一つ一つが、それぞれ別々の起源、別々の伝来シーンにさかのぼるとお考えではあるまい。それならば、伝来後に生じた変異を振るい落とす作業（スクリーニング³）を経てなお残った変異こそ、鉄砲が複数の起源をもつことの証拠となる。これは方法論を述べたものであって、根拠を必要とするような話ではない。

もとより、スクリーニングの結果残った変異のすべてについて、〈伝来の時と場〉を特定することは、至難の業であろう。それは素人の私にも想像できる。とはいえ、名称・様式・サイズ・弾の大きさ・メカニック等に表れた変異のうちで、異なる起源を想定しないでは説明できないものは何なのか（おなじことだが、伝来後に生じた変異として説明できるものは何なのか）。そうした疑問の解明は、宇田川氏のような、銃の実物観察を重ね、構造や機能に通暁した研究者でなければできない仕事である。それがなしとげられれば〈伝来の時と場〉が特定されなくとも、多元的伝来説そのものは証明されたといえる。

右の問題を宇田川氏は、砲術が誕生し体系化される江戸初期までの「第一期」における、南蛮筒（または南蛮鉄砲）と異風筒の展開として説明を試みる。宇田川論文につきのような文章がある（⑩一四～一六頁）。「日本では外国渡来の鉄砲を「南蛮鉄砲」とか「南蛮筒」と呼称した。」「日本の各地で南蛮鉄砲の倣製がおこなわれ、その結果、異風筒が世に広まった。」「異風筒の仕様が砲術の秘事として秘伝書に載せられていることは、南蛮鉄砲が日本人の使い易いように改良されながら国内に定着する過程を示している。」

これによれば、異風筒は南蛮筒の日本渡来後に倣製や改良によって生じた変異だから、複数の起源にさかのぼる変異ではない（むしろ、異風筒は減じてしまった南蛮筒を想像する材料としての有用性をもつ）。そうなる問題は、南蛮筒が複数の起源にさかのぼる変異をふくむのかど

うかに絞られる。

宇田川氏は、『日本一鑑』によると、豊後府内のほか、薩摩の坊津、肥前の平戸、和泉の堺でも鉄砲が作られていたとある」と述べる（⑩一五頁）が、これらの鉄砲がそれぞれ別の伝来シーンを経て日本に到達したのかどうかを知るために、南蛮筒／異風筒という観点がどう生かせるのか、氏の記述からはよくわからない。

少なくとも、府内の鉄砲は大友氏と種子島氏の親密な関係を背景に、種子島からもたらされたとする通説に、有力な異論は出ていない。宇田川氏自身、一五六〇年に大友義鎮が將軍義輝に「種子島筒」を贈ったという史料を紹介している（⑩五七頁）。堺の鉄砲も堺商人が種子島を訪れて学んだと、『鉄砲記』は記す。宇田川氏は『鉄砲記』の当該部分を創作として切り捨てるのだが、堺の鉄砲が種子島以外のどこからもたらされたのか、対案が示されているわけではない。

くりかえすが、私は通説に固執して多元的伝来説を頭から否定しようとしていたのではない。ただ、「薩摩筒」「堺筒」などが種子島起源ではないと考えるべき根拠を示しながら論じないと、多元的伝来説は前進できないと思うのである。その意味で、薩摩筒に関する宇田川氏につきのような考察は貴重である（⑩九四～九五頁）。

薩摩筒の仕様は（具体的な数値を省略―引用者）小さい。機関部は弾金のない内カラクリ、引金が蝶番になり、先口も玉縁になっている。薩摩筒と種子島住定堅の異風筒を比較すると、銃床、先口、カラクリ、引金などの仕様がまったくちがうので、渡来は別系統と考えるなければならないが、この祖型は南蛮筒にあるとみて大過あるまい。

ところが今回の論文では、「第一期」の砲術流派の祖と出身地と関係

地を一五件列挙したうえで、「鉄炮の仕様の差異が多元的伝来を意味することをくりかえして主張した」と総括するのみで(⑩一七―一八、二二頁)、スクリーニングの進展は見られない。

② 一五四〇年代の朝鮮・明史料に見える「火炮」は鉄砲か

a 『中宗実録』三十九年七月辛亥条の解釈

まず、宇田川氏と私との学説対立の焦点をなす史料を掲げよう。朝鮮半島西南端の多島海を管轄する全羅右道水使(水軍将)閔応瑞がソウルに送った啓本(報告書)で、中宗三十九年(一五四四)七月二四日(辛亥)に承政院に下された王の伝(命令文)に引用されている。

唐船依泊_レ於羅州飛弥島、即發_二兵船_一、圍_レ截其船_一。見_二其形貌_一、則或着_二黒衣_一、而其数九十余名、語音不_レ能相通_一。故大_レ書何地何人、縁_二何事_一、漂流来_レ此以示、則皆相視不_レ応、即發_二火炮_一、以射_二我船_一。二人中_レ炮而死、二人中_レ炮而傷。故雖_レ有_二生擒有旨_一、而勢不_レ得_レ已、応以_二火炮_一・弓箭_一。而唐人外設_二防牌_一、隱_二匿舟中_一、促_レ櫓向_レ東。故適因_二風雨_一、難_レ得_二窮追捕獲_一。

大意はつぎのとおり。朝鮮水軍の兵船が飛弥島に停泊中の唐船を包围した。乗船者は九〇余名で、一部は黒衣を着し、言語は通じなかった。そこで「どこのだれがどういうわけで漂流してここに来たのか」と大書して見せたが、顔を見あわせてだれも応えず、いきなり火炮をわが船へ発射し、二人が死亡し二人が負傷した。そこで、生け捕りの命が出ていたけれども、やむなく火炮・弓矢で応戦した。唐人は舷側を楯で防備して船中に隠れ、櫓を漕いで東へ向かったが、たまたま風雨が激しくなっ

たため、追いつめて捕獲することは困難であった。⁽⁵⁾

宇田川氏は、唐船が朝鮮の兵船に発射した火炮を、倭寇勢力が所持していた鉄砲と解するのだが、その判断は右の史料を読みこんで導かれたものではない。続けて以下の三つの「火炮」史料を並べ、「まちがいない火炮は日本に伝えられた鉄砲である」という結論にもっていくのである(⑩四―五頁)。

(一) 七月の海戦の事後処理を議論するなかで、八月五日、朝鮮の承旨(王室秘書官)安玟は「唐人今火炮を以て幸し日本に伝習せば、則ち其の禍大ならん矣」と啓し、それに王は「唐人の日本に通行せるは、但だ此の輩のみに非ず、其の火炮伝習の事、終に防禁し難し」と応じた(『中宗実録』三十九年八月辛未条)。

(二) 嘉靖二六年(一五四七)三月、朝鮮の明宗王は明の遼東都司に宛てた咨文のなかで、「福建人民の故無く海に泛_ぶびて日本国に至る者……皆軍器貨物を夾帶す。此より前、倭奴未だ火炮有らざるに、今頗るこれ有り。蓋し此の輩闖出(不法もち出し)の故ならん」と述べた(『明実録』嘉靖二六年三月乙卯条)。

(三) 同年四月、朝鮮の領議政・右議政は、明へ送る謝恩奏聞使に託する言辞を論ずるなかで、「福建の人、倭奴と交通し、既に兵器を給し、又火炮を教ふ。此れ上国と我国と、皆是れ不利の事也」と述べた(『明宗実録』二年四月庚子条)。

しかし、これらの史料にあらわれる「火炮」が鉄砲だと断定しうる根拠は、通説による鉄砲伝来年代との時間的近接以外、どこにも見あたらない。それどころか、一五四四年の海戦史料は逆のことを語っている。すなわち、「火炮」で攻撃してきた唐船に対して、朝鮮の兵船は「火炮・弓箭」で反撃している。このころ朝鮮軍が保有していた「火炮」が中国式的伝統的火器であって鉄砲ではないことは、宇田川氏も認めるところである。となると、同一の記事に出現する二つの「火炮」を、朝鮮軍が

もってあれば鉄砲ではなく、倭寇がもってあれば鉄砲だ、という前提に立って史料を読まなければ、宇田川説はなりたたない。しかし、「倭寇のもつ火炮は鉄砲である」という命題は、氏が論証すべき帰結であって、史料解釈の前提となるものではない。

じつはこの指摘は私のオリジナルではない。一九九三年一月に刊行された⑤を受けて、同年末に春名徹氏が執筆した書評は、つぎのように述べていた〔⑥八〇頁〕。

中宗三十九年（一五四四）七月という時点で、中国船が装備していた「火炮」がマラッカ式火繩銃とは断定できないのではないかと。同記事には、火繩銃が伝来していないはずの朝鮮側も「火炮弓箭」で応戦したとある。とすると同記事にみる「火炮」とは、中国の伝統的な銃筒だったのではないかと。

同様の指摘は二〇〇三年の関周一氏の論文にもある〔⑩二二三～二二四頁〕。私の批判はこれらを踏まえ、かつ二〇〇六年の著書⑫でもこれらに何の応答もなされていないのを見て、書かれたものである〔⑮二八三頁〕。二〇年以上も前に出た自著への書評にひとことこの応答もしてこなかった宇田川氏が、なぜ今ごろになって私のみに標的を絞って反批判を展開されるのであろうか。

b 『朝鮮王朝実録』にあらわれる「火炮（炮）」「銃筒」「鳥銃」

問題をより広い視野で眺めるために、火炮（炮）および関連語彙が『朝鮮王朝実録』の各王代記ごとに何回出現するかを、韓国国史編纂委員会のデータベースをもとに表2に示した。『実録』では、おなじ日に係けて、頭に○の記号が付された記事が通常複数存在する（データベースはこれを「n番目記事」と表現）が、その単位記事中に当該語彙が複数出現す

表2 『朝鮮王朝実録』における「火炮」および関連語彙の出現頻度

王名	年数*	火炮①	火炮②	①+②	銃筒	鉄丸	鳥銃
太祖	7	1	0	1	0	0	0
定宗	2	0	0	0	0	0	0
太宗	18	0	0	0	0	0	0
世宗	32	102	11	113	61	2	0
文宗	2	4	4	8	46	0	0
端宗	3	1	0	1	22	0	0
世祖	13	23	1	24	46	0	0
睿宗	1	0	0	0	4	0	0
成宗	25	21	18	39	23	0	0
燕山君	12	1	6	7	1	0	0
中宗	38	12	40	52	14	0	0
仁宗	1	0	1	1	0	0	0
明宗	22	6	3	9	33	7	0
宣祖 (1-24年)	41	0	2	2	4	3	0
宣祖 (25-41年)		59	11	70	48	49	124
小計		230	97	327	302	61	124
全		310	104	414	307	70	355

*即位年は前代の王の年数として数えた。宣祖 25 年は壬辰乱勃発の年である。

る場合も、これを1と数えている。表2によれば、「火炮（炮）」および意味領域が重なると思われる「銃筒」は、朝鮮朝初期以来一貫して使用されたごく一般的な語彙であることがわかる。筒に詰めたモノを火薬爆発のガス圧で飛ばす武器、という括りを意味内容とし、実際の姿は、材質や大きさや形状、飛翔物が箭か弾か、また単数か複数か、等の点でさまざまであった。これに対して「鳥銃」は、壬辰倭乱の時期に出現して急に高い頻度を示すあたらしい語彙で、鉄砲に相当することは、宇田川氏をふくめ諸説一致するところである。

一貫して右の意味で使われてきた火炮（炮）が、宇田川説によれば、一五四〇年代にいたって突然鉄砲を意味するようになった、ということ

になる。氏はこの難関を、「中宗末年から明宗十年代にかけて倭寇によって未知の鉄炮がはじめて極東にもたらされた。鉄炮の存在はもちろんその詳細を知らなかった朝鮮王朝は、これを火炮・鉄丸・砲・銃砲とさまざまに呼称した。」(⑩九頁)として、きりぬけようとす。しかし、朝鮮王朝の前に未知の軍事的脅威として出現した新兵器を、在来型の武器から区別する語彙が半世紀ものあいだ成立せず、漫然と従前の語彙でまさせる、というような事態がありうるだろうか。

表2の「火炮(砲)」の出現頻度を少しく分析すると、世宗朝に一年あたり三・五三回と高かったものが、文宗・燕山君朝では一・一四回に減少し、中宗朝に一・三七回と増加傾向に転じ、最後の三七・三九年は四回という高い数値に達する。その原因は、一五〇九年の承政院の啓に「火炮は倭・野人の知らざる所、真に破敵の具なり」とある(『中宗実録』四年四月癸酉条)ように、倭寇や女真に対する軍事的優位の源だった火炮を、倭寇勢力が入手するという危機にあった。その早い事例として、同年に捕獲された倭船が、「慶尚・全羅両道沿辺各浦に作賊して得し所」と思われる「銃筒及び長箭」を積んでいたことが挙げられる(同月丙寅条)。そして問題の一五四四年の海戦こそは、倭寇船の保有する火炮で朝鮮水軍に死傷者が出た初例として、衝撃的な事件だったのである。

当然朝鮮政府は火炮が倭寇の手に渡らないよう、さまざまな手立てを試みた。一五四一年には、朝廷で倭人に対する「弓箭潜売・火炮伝習禁防節目(規則)」が審議されており(同三六年七月己丑条)、四三年には、倭人が慣例によって「火炮を観るを求」めたとしても、「軍機秘密の事は敵人をして之を観さしむべからず、大抵古より敵国の間、若し重賂を行なはば、則ち秘密の機と雖も、事知れざる無からん矣」という意見が王に呈されており(同三八年二月丁亥条)、四四年には、慶尚右水使が「前者火炮匠を外方に送らざるは、其れ敵人の伝習を恐るる也」と啓している(同三九年五月丙寅条)。

同年七月の海戦後の議論もおなじ意図に発するもので、左承旨安玟は王に「此の唐人、今火炮器具を持ち、日本へ漂向して彼に教習せば、則ち其の巨禍と為ること、此れより甚為るは莫し」と啓し(同年七月辛亥条)、王は承政院に「興販の唐船の日本へ往来する者、必ず前後相望む、倭奴の火炮を伝習するを、恐らく或いは終に防閑(阻止)能はざる也」と述べた(同月庚申条)。宇田川氏が「火炮(鉄砲)」の証明とする(一)・(三)の事例も、一五四五年の「若し倭人、唐人と交通し、銃筒を伝習して、能く其の妙を尽さば、則ち誠に細故に非ず」という議論(『明宗実録』即位年一月丁卯条)と同様、明や朝鮮の国家が占有していた火炮の实物や技術が、倭寇勢力の手に流れることを恐れての発言である。宇田川氏は倭寇船の保持する火炮(砲)を鉄砲だとするので、朝鮮政府が危惧したのも、鉄砲が倭寇船から日本へ伝えられる危険性だと考えることになる(⑩四頁)。日本の手に入るかもしれない鉄砲が将来朝鮮の脅威となることを危惧するほど敏感な朝鮮政府が、どうして倭寇勢力の保有する新兵器を入手してその技術体系を習得する努力をせず、その新兵器を半世紀も「火炮(砲)」と呼び続けるような怠慢をあえてしたのだろうか。

以上の考察によって、私がかつて『実録』以下の朝鮮史料は、……日本への鉄砲伝来に関する史料としては、検討の対象にならない」と述べた(⑩二七七・二七八頁)ことが、宇田川氏の反論にもかかわらず、再確認されたことと思う。

③「決定的な史料」を読みこむ

a 魚叔権『稗官雜記』

今回の論文で宇田川氏は、あらたに、「倭寇が鉄砲を日本に伝えてい

る決定的な史料」だとして、朝鮮の女性文人魚叔権（生没年未詳）の著書『稗官雜記』巻一にあるつぎの記事を挙げている（⑬七頁）。

倭人、旧不知用鉛造銀之法、只持鉛鉄以来。中廟末年、有市人、挾銀匠、潛往倭奴泊船地方、教以其法。自此倭人之来、多費銀兩、京中銀價頓低、一兩之価、只惡布三四疋而已。朝廷申明禁銀之法、別令咨文、点馬嚴密搜檢、或遣御史、点閱、犯在我地者、全家徙、犯在上国者、坐死。数年之間、獄事屢起、死於杖下者有之、遠徙邊方者有之、或逃、役於外、或拷訊累月。其後、倭奴舟載銀貨、売於上国寧波府、又福建浙江之人、潛往日本、換買銀子、因而遭風泊於全羅道者數三、動輒二三百名。自後銀兩漸貴於本國。然福建人民賣帶銃砲、因以教倭、倭之放砲始於今日。向非市人伝以造銀之法、其禍其弊、豈至於此哉。

ただし宇田川氏は右の原文ではなく、洞富雄氏による読み下し文を孫引きしており、網掛けにした省略箇所ばかりか誤脱までひきついでいる。そればかりではない。洞氏は宇田川氏の②論文を引用して、『稗官雜記』という「銃砲」や、『李朝実録』と『明実録』の一五四七年の条にいう「火炮」は、やはり原始的手銃とみなす方が穩当のように、わたくしには考えられる。あるいは、「火炮」といつているところを見ると、もつと大型の火器であったかもしれない。」と批判を加えていた（④五二～五五頁）。もとより洞説も誤りをふくむのでそのまま従う必要はないが、宇田川氏は二四年も前に示された自説批判にその後まったく答えず、今回史料訓読のみを借用したわけである。

さらに、右の史料の読解についても、宇田川氏は洞氏の誤りをひきつ

いでいる。両氏は傍線部を「中廟末年」のことと解するが、省略された部分をふくめて通覧すると、「中廟末年」に朝鮮の商人が銀匠を帯同して倭に密航して銀の精錬法を教えたのち、「数年之間」に多くの密貿易者が禁銀の法に触れて処罰され、「其後」倭人が中国で銀を売ったり福建・浙江人が日本で銀を買ったりという状況になり、そのすえの「今日」に至って、傍線部のような事態が生じた、という経過が読みとれる。「中廟末年」から「今日」までに、相当の年数が経過していると考えられる^⑩。

それでは、年代の問題はともかく、傍線部は（福建人が倭寇に鉄砲を教えた）という意味なのだろうか。この史料の特徴は、『朝鮮王朝実録』では壬辰倭乱以前に用例のない「銃砲」の語を用いていることであるが、傍線部の意味自体は、「火炮」の語を用いた（一）～（三）や「銃筒」の語を用いた前引一五四五年の事例と、別に異なるものではない。いずれの史料も、鉄砲ではなく、中国起源の伝統的火炮が倭寇勢力の手に入ることを警戒する観点から書かれているのである。

b 李浚慶『東臯先生遺稿』

「決定的な史料」と銘打たれてはいないが、⑬論文であらたに提示された史料に、朝鮮の高官李浚慶（二四九九～一五七二）の『東臯先生遺稿』巻四・献議に収められた「下海唐人奏聞便否議」という文章がある。

臣某議。伏見三浦羅古羅等招辭（供述）一、有曰、「唐人百余名、来居于博多州。」又曰、「泊船海中、潛使唐人私通而持物貨交易上」云。私自下海之禁、著于中朝令甲（第一令）一。而此輩（唐人）違禁下海、来居外夷之地、至於交通買賣、走私透事情。軍機重事如鉄丸火炮等一物、無不教習。擾害我辺邑、侵及上国。利害甚閔。將此事意及唐人主事者之名一并与擒獲倭奴

付_レ奏、赴_レ京使臣之行_レ轉達施行、使_レ中朝得_レ知_下姦細之徒_上交_レ通
外夷、漏_レ泄軍機等項_一情偽(真偽)_上。申_レ勅守禦備倭等官_一、益
嚴_レ隄備(防備)_一、禁_レ斷交通之路_一、則庶_レ絕_レ將來之患_一。……

これも原文の引用はなく、米谷均氏による史料紹介が注に掲げられて
いるだけである。そして、「倭寇が火炮(注、宇田川氏は鉄砲と解す)
を日本に伝えている証言はまだある」として、右史料の「利害甚関」ま
での大意を、つぎのように記している(⑩六頁)。

それは……倭寇が博多に来居して鉄丸火炮を教えていると、三
浦(乃而浦・富山浦・塩浦)の羅古羅等の言を引用して「唐人百余
名が博多に来居し、博多の倭人が唐人と私通して物貨を交易してい
る。この輩は明の禁を犯して下海して外夷の地に来居し、軍機の重
事である鉄丸火炮を教習しない者はなく、擾害は朝鮮の辺邑と中国
にとって利害がはなはだしい」と述べたそれである。

この解釈が正しいとすると、博多が鉄砲伝来の現場として発見された
ことになるから、宇田川説にとってまさに「決定的な史料」となるう。
私なりに読みこんでみたい。

まず、「唐人百余名、博多州に来居す」という文章は、一五五三年に
朝鮮黄海道で海賊を働いた倭人の供述書に「吾等博多州東門外に居し、
数年を退計する間、唐人百余名、妻子を率ゐて博多州に来たり、或いは
家を借り、或いは家を造り、或いは倭女を娶りて居生す」とある記事(明
宗実録)八年六月壬寅条)の縮約である。この記事は博多大唐街の史料
として著名なものだが、続きに兵曹判書李浚慶が御前会議の列席者とし
て見え、議事録に「倭人三浦羅古羅等招辞」が引用されている。李浚慶
の「三浦羅古羅」は「三浦羅古羅(三郎五郎)」の誤記であるから、朝

鮮の倭人居留地「三浦」とは関係がない。

さらに、『東皇先生遺稿』において、三浦羅古羅の供述は「₍₁₂₎」で括つ
た二か所のみで、その他は李浚慶による地の文である。したがって、「唐
人が明の国是である海禁を冒して下海し、外夷の地に居住して、交易を
行ない機密を洩らし、外夷に鉄丸火炮などの軍事機密を教習した」場所
を、博多に特定することはできない。実際、三浦羅古羅の二つめの供述
では、かれが唐人と密貿易を行なったのは、海中に停泊した船のなかで
あった。

むろん、博多で「鉄丸火炮」教習が行なわれた可能性はある。ではそ
の「鉄丸火炮」は鉄砲なのだろうか。宇田川氏が言及しなかった網掛け
部分は、北京に赴く使節に託すべき任務を提議した文章で、「姦細の徒(海
禁破り)が外夷と交通して、軍機等を漏泄していることの真偽を、明朝
に知ってもらおう」のが、任務の核心であった。唐人が外夷に「鉄丸火炮」
を教習することは、ほんらい国家が独占・秘匿しているべき軍事機密を
漏泄する行為であった。

じつは、宇田川氏自身が、朝鮮が唐人から「鉄丸銃筒」を学習する動
きの一事例として、一五四六年に濟州島に漂流した唐人から「鉄丸火炮」
を伝習したことを挙げていた(⑤二九四～二九六頁、典拠は『明宗実録』
元年四月己酉条)。この「鉄丸火炮」と李浚慶のいう「鉄丸火炮」とが同
種類の武器であることに(つまりともに鉄砲ではないことに)、疑問の
余地はあるまい。

④ 東アジアへの鉄砲伝播——「烏銃」の登場

a 鉄砲をもつ倭寇

以上の論述から、鉄砲伝来のころ(およそ一五四〇～一五〇年代)の朝

鮮・明史料に見える「火砲(砲)」の語は、倭寇勢力が保有していたとしても、鉄砲と解することはできないことが明らかになった。しかし私は、そのころの倭寇勢力が鉄砲を保有していなかったと考えているわけではない。早い話、一五四二年、王直の船にポルトガル人が鉄砲をもって乗っていたことは、倭寇勢力に鉄砲を入手する機会があったことを物語る。

そして一五四八年、浙江巡撫朱統が倭寇の巢窟双嶼港(舟山諸島六横島にあり)を掃討したとき、「番酋」から鉄砲が鹵獲された。これについて地理学者鄭若曾は、一五六二年の序をもつ日本研究書『籌海図編』のなかでこう述べている(巻十三下 経略六)。

若曾按、鳥銃之製、自西番流入中国、其来遠矣。然造者多未
 尽其妙。嘉靖二十七年、都御史朱統、遣都指揮使盧鏜、破
 双嶼港賊巢、獲番酋善銃者。命義士馬憲製器、李槐製藥。
 因得其伝而造作。比西番尤為精絶云。

鄭若曾によれば、一六世紀なかばよりかなり以前、鳥銃は「西番」から中国に流入し、製造も始まっていたが、あまりよい出来ではなかった。一五四八年に双嶼で銃を善くする「番酋」が捕らえられ、朱統は馬憲に銃身を、李槐に火薬を製造させた。この銃は「西番」からのものにくらべずと精絶だった、という。

久芳崇氏は「其来遠矣」を「その伝来は遠い(場所からもたらされた)」と解して、「西番」をポルトガル人とするが、これは「其来久矣」とおなじで、長い時間が経ったという意味であろう。したがって、ポルトガル人の中国到達より以前に、西域から旧式の鳥銃がもたらされており、これに比較して倭寇から鹵獲した新式の鳥銃ははるかに性能がよかつた、と解釈するほうがよいだろう。

また一五五六年、浙直総督胡宗憲が浙江沈家庄を平らげて倭寇の巨魁徐海を殺したとき、副総兵盧鏜は賊酋辛五郎らを捕獲した。この人について、侯継高の『全浙兵制考』嘉靖三十五年八月条は「善造鳥銃。今之鳥銃自伊伝始」と解説している。この辛五郎は新五郎とする史料もあり、薩摩あるいは大隅の人だという。双嶼掃討の八年後にあたるこの記事は、右の『籌海図編』と重なる点が多く、混同があるのかもしれない⁽¹⁴⁾。

倭乱期まで鉄砲を保有しなかった朝鮮と異なり、明は一六世紀なかばには鉄砲を入手し、製造にも着手していた。朱統のあと倭寇掃討に活躍した威繼光(一五二八〜八七)も、「此れ各色の火器と同じからず、利は能く甲を洞ち、射は能く中に命り、弓矢の及ぶこと弗き也」と、その威力に注目している(『練兵実紀』雑集卷五 軍器解)。嘉靖三十七年(一五五八)には明の兵仗局で一万挺もの鳥嘴銃を造ったという(『大明会典』卷百九十三 火器)。しかしながら、その後倭乱期までのあいだ、明軍が鳥銃を広く装備した形跡はない。その理由を考える手がかりが絵画史料『倭寇図巻』のなかにある。

最近、東京大学史料編纂所所蔵『倭寇図巻』と、中国国家博物館所蔵の同類作品『抗倭図巻』に描かれた旗幟中に、「弘治四年」「日本弘治三年」の文字のあることが確認され、これらが一五五七〜八年ころの嘉靖大倭寇を描いた作品であることが判明した⁽¹⁵⁾。従来から指摘があるように、『倭寇図巻』では倭寇のひとりが鉄砲を携えている⁽¹⁶⁾。

両図巻に描かれた倭寇のもつ武器は、圧倒的に弓矢・刀剣で矛戈がこれにつぐ。迎え撃つ明軍も同様の構成だが、矛戈の比重が優越している。この絵画史料から、嘉靖大倭寇のころ、倭寇勢力のなかに鉄砲は存在したが、総武器中の比重はきわめて小さかったことが知られる。いきおい、組織的な利用法も発達していなかっただろう。結局、倭寇勢力のもつ鉄砲は、明や朝鮮にとってさほど大きな軍事的脅威とは感じられて

いなかった、と考えられる。

b 壬辰倭乱期の火炮と鳥銃

鉄砲伝来から四、五〇年がすぎて、壬辰倭乱の時代に入ると、『朝鮮王朝実録』のなかに、わずかながら「火炮（炮）」の語が鉄砲を指す（少なくとも鉄砲をふくむ）らしい用例を、見いだすことができる（⑬八頁に指摘がある）。

（一）開戦の翌一五九三年正月に記された宣祖王の備忘記に、「賊の長技は、唯火炮に在り。我軍の遇へば輒ち驚潰せるは、只此に在り。今宜しく（遼東）都司張三畏或いは李提督（如松）の前に移咨して、須らく焰硝を煮取するの法、作銃放丸の制を習ふべし」とある（『宣祖実録』二六年正月癸未条）。

（二）同年六月の王が承政院に発した教書に、「賊の全勝は只火炮に在り、天兵の震疊も亦火炮に在り、我国の短なき所も亦此に在り。今宜しく平安・黄海・忠清・全羅等の道に於て、各おの都会（教練場）を設け、多く火薬を煮、一辺、人に放砲を教へ、一を教へて十を教へ、十を教へて百を教へ、百を教へて千万を教へん。此の如くせば則ち数年を出ずして皆化して砲手と為らん」とある（同年六月壬子条）。

右の事例で日本軍の用いた火炮は、別の記事に「賊の長技は惟だ鳥銃に在り、此れ防ぐべきの物無からん乎」とある（同年閏一月壬午条）のと対比すれば、鉄砲を主力としていたと考えられる。ただし、（一）で明軍の威力もまた火炮にあると述べ、（二）で明軍の指揮官から焰硝の製法や放砲技術を学ばせようとし、それをもとに（二）で朝鮮各地での火薬製造と砲手養成を構想していることからみて、「火炮（炮）」の語は明軍の保有するものに重心があった。日本式の鉄砲に意味が局限されたわけではない。もともと「筒に詰めたモノを火薬爆発のガス圧で飛ばす武器」という包括的な語義をもつ「火炮（炮）」に、とりあえず日本

軍の鉄砲を入れて表現したにすぎない。

しかし、日本軍は宣祖王をして「其の兵力は極盛、器械は極妙、士卒は極鍊なり。我が国の教無きの兵を以て之を禦ぐは、蟪蛄の轍を拒むに異なること無く、万対敵の理無し」と言わしめた（同年六月壬子条）精強な軍隊であった。それに直面したとき、「火炮（炮）」の語では間にあわなくなった。そこで急速に普及したのが、明で使われていた「鳥銃」の語である（表2参照）。

朝鮮史料における鳥銃の初見は、壬辰倭乱時の領議政柳成龍の著『懲毖録』巻一にあるつぎの記事である（『宣祖修正実録』二二年七月丙午条にこれを縮約した記事がある）。

於レ是朝議始定、命折三可レ使者。大臣（柳成龍）、以二僉知黄允吉司成金誠一_一為二上_一副使_一、典籍許箴為二書状官_一。庚寅（一五九〇）三月、遂与二義智等_一同發。時義智獻二孔雀及鳥銃・槍・刀等物_一。命放二孔雀於南陽海島_一、下二鳥銃於軍器寺_一。我国之有二鳥銃_一始レ此。

対馬島主宗義智は一五八九年に秀吉の命で朝鮮に渡航し、翌年通信使黄允吉・金誠一らを連れて帰国した。このとき義智は孔雀や槍・刀とともに鳥銃を宣祖王に献じ、王はこれを軍器寺に下して保管させた。朝鮮が鳥銃をもったのはこれが始まりである……。これをすなおに読めば、一五八九年以前の朝鮮史料にあらわれる火炮（炮）・銃筒などは鉄砲ではない、と考えるのが自然であろう。少なくとも私はそのように考えた（⑬二七頁）。ところが宇田川氏はつぎのように反論する（⑬五頁）。

（倭乱の）時期になると、朝鮮王朝では日本の鉄砲とそれを倣製した朝鮮製の鉄砲を鳥銃と呼称するものの、中宗末年から明宗十年（注、鉄砲伝来から一五五五年まで）の史料には鳥銃の用語は

見いだせないのである。したがって村井氏が『懲毖録』記載の鳥銃の用語を四、五十年も遡らせて鳥銃と呼称していないから、火砲は日本に伝来した鉄砲ではないと批判するのは、用語はもちろん、時間軸からいっても不適切である。

文章が難法で意味がとりにくいのだが、「鳥銃」の語が登場するまでの四、五〇年間、朝鮮は倭寇勢力が保有する鉄砲を「火砲」の語で認識していたのに、その「火砲」を鉄砲ではないと批判するのは不適切だ、といったところか。しかし、だれが保有しようか、「鳥銃」の語が出現する以前の「火砲」の語を鉄砲と解すること自体が「不適切」なのであって、この解釈を放棄しさえすれば、倭乱期まで「鳥銃」の用例が見られないことに何の不都合もなく、「用語はもちろん、時間軸からいっても」すっきり筋が通る。

おわりに

以上によって、宇田川^⑬論文のおもな論点に答えることができたと思う。宇田川氏が私の氏説批判として整理した三点のうち、②は的場節子氏とのあいだで議論されるのが本筋であり、③は批判ではなく要望であった。そしてともに、氏の多元的伝来説と基本的におなじ方向をむいた議論であった。これに対して①は、「火砲(炮)」という語の解釈をめぐって宇田川説をまっこうから否定したものであったが、これとてずつと以前に洞富雄・春名徹・関周一氏らによって大筋は示されており、私に加えたのは、この語が朝鮮史料のなかで一四世紀以来日常的に用いられてきた語彙であることぐらいであった。

そこで今回は、一六世紀なかば以降倭寇勢力が保有していた鉄砲と、壬辰倭乱において日本軍が駆使した鉄砲(戦術)との関係をどのように

捉えるかについて、多少の検討を試みた。膨大な中国史料の探索が十分なので、暫定的なものでしかないが、今のところの見通しを書きつけてむすびとしたい。

倭乱直前まで、朝鮮は倭寇勢力が保有する鉄砲をときおり見かけていたかもしれないが、軍事的脅威と感ぜられるほどのインパクトはなかったもので、それに焦点をあわせた用語も生まれなかった。朝鮮が危惧していたのは、中国起源の従来型火器である火砲が、国家による占有を破って倭寇勢力や日本へ流出しかねない状況であった。

しかしその間、戦国動乱さなかの日本列島に伝来した新兵器鉄砲が、軍事に特化した社会のなかで、技術改良が重ねられ、また組織的利用法が鍛えあげられ、やがて一六世紀末の東アジア世界戦争において、明や朝鮮にとって恐るべき軍事的脅威となった。両国は鉄砲を「鳥銃」と呼び、鹵獲した鳥銃や確保した日本兵から、鉄砲を駆使した軍事技術をけんめいに撰取しようとした。鉄砲はこうして東アジア全体に広まり、兵器革命をもたらす契機となった。⁽¹⁷⁾

註

(1) 宇田川氏は、『日本一鑑』の「手銃」記事を、私が「日欧の直接の出会いの決定打とした」とか(⑬四頁)、「ヨーロッパ世界からの直接伝播と解釈」したとか(⑬一九頁)言う。私の文章のどこをどう読めばそんな判断が導かれるのか、ご教示願いたい。

(2) その代表が一五四二年鉄砲伝来説であるが、宇田川氏との議論には関わりないので、本稿ではふれない。なお、以下では私説に従って種子島への鉄砲伝来年代を一五四二年と記述するが、これは煩をさけるための権宜で、一五四三年説を排除する意味ではないので、「一五四二年または一五四三年」と読み替えていただきたい。

(3) 宇田川氏は拙文を引用するにあたって、「スクリーニング」(screening)を一度にわたって「スクーリング」(schooling?)と誤記している(⑬一三・一八頁)。文章が正確に理解されているか、いささか不安になる。

(4) 宇田川氏は「鉄砲記」を全否定するわけではなく、「南蛮人から鉄砲を入手し、

玉葉の製法を会得し、なおかつ島主の種子島時堯が鉄砲を稽古したという部分」は、近衛権家の時堯（島津貴久の誤り）あて書状に「鉄放棄事、南蛮人直令三相伝、種子島調合無三比類之由、触御耳、武家（足利義輝）御内書如此候」とあることと照らして、認めてよいと述べる（「戦いを支えた技術―砲術師と鉄砲鍛冶の活動」有光有學編『日本の時代史12戦国の地域国家』吉川弘文館、二〇〇三年、二二四―二二五頁）。氏も私同様『鉄砲記』に対して是非非の姿勢で臨んでいる。両者のあいだにそれほど決定的な相異があるだろうか。

(5) この最後の一文を、宇田川氏は一九八六年の①で「たまたま風雨が起つて唐船の船足が鈍くなったので追いつて捕獲することができた」と訳し（八四頁）、近年の編著『鉄砲伝来の日本史』（吉川弘文館、二〇〇七年、一七頁）に至ってもこれを堅持しているが、「難得窮追捕獲」の「難」を「雖」と誤読したことによる誤訳である。それにしても、「唐船の船足が鈍くなったので」というフレーズが原文のどこから出てきたのか、私にはわからない。また、⑩四頁に記される大意では、議論の焦点であるはずの「而勢不得已、応以火炮弓箭」という部分がなぜか省かれている。

(6) 宇田川氏は後者の「」内をも安孩の発言とするが（⑩五頁）誤りである。

(7) 八頁にわたる懇切な書評で、日本史分野では定評ある学術雑誌『国史学』に掲載された。

(8) 関周一氏は、一五五四年に受職倭人信長が製造した「制度精なりと雖も、葉穴に火を入れること易からず、丸を発するも猛ならず」という「銃筒」（『明宗実録』九年一月甲申条）や、翌年受職倭人平長親が持参した「至つて精巧為り、割する所の火葉も亦猛烈なり」という「銃筒」（同十年五月甲寅条）を、火繩銃と解した（⑩二二五―二二八頁）。なお、この解釈は早く一九九一年の④三四六―三四七頁に見え、著者の洞氏はこれらの事実を「宇田川武久氏の論文によって知った」と述べていた。

この説に対して宇田川氏は、これらは一見鉄砲のようであるが、「指火式の鉄丸銃筒であつて、銃床や火繩挟みを起動させる機関部を具備する日本の鉄砲とは、とても思えない」と指摘する（⑩六―七頁）。この批判は妥当だと思うが、「ただ年号と倭人を根拠にして銃筒を種子島伝来銃とみる関周一氏の説は成立しない」というまとめ（傍点村井）は、「銃筒」を「火炮」に、「種子島伝来銃」を「鉄砲」に置き換えれば、そのまま宇田川氏の火炮（砲）≡鉄砲説にあてはまりそうである。銃筒≡鉄砲説に対するかくも厳格な吟味を、どうして自身の説には及ばされないのだろうか。

なお、「火炮（砲）」と「銃筒」の意味の重なりとずれをどう理解すべきかは、今後の課題であるが、本稿ではとりあえずほぼ同義語と捉えている。世宗（世祖）に「銃筒」の頻度が異常に高いのは、世宗二七年（一四四五）に「銃筒衛（ま

たは軍）」という部隊が編成された（『世宗実録』同年七月庚寅条）結果、「銃筒衛」の「銃筒」のかたちで出現する場面が多いからである。

(9) 宇田川氏は私のこの文章を「強弁」と決めつけ、一五四四年の海戦の六〇年後に書かれた潤色の多い『鉄砲記』を信頼する一方で、同時代史料の『朝鮮王朝実録』を対象外と一蹴する理由がわからない、と述べる（⑩五頁）。言うまでもないと思うが、私は『鉄砲記』と『実録』の史料の信頼度を一般的に比較した結果、後者を採らなかつたのではなく、一五四四年の海戦記事に見える「火炮」を鉄砲と解することが誤りだから、この記事を鉄砲伝来に関する史料として扱うことはできない、と述べたのである。

(10) ただし、これは史料の文脈からはそう読めるということであつて、じつは本史料の記述には疑問点が多い。銀精錬法が朝鮮から倭人へ流出したのは、朝鮮銀匠の日本渡航によるのではなく、逆に倭人が朝鮮で習得したことによる（⑭一九八頁以下）。また、倭人や江南人が東シナ海直航ルートで日本銀を運ぶ状況は、一五四〇年代前半には普通になつている（⑭一八〇頁以下）。

(11) 米谷「東大史料編纂所架蔵『日本関係朝鮮史料』」（『古文書研究』四八号、一九九八年）。

(12) したがって、「利害甚闊」までを三浦羅古羅の供述とする宇田川解釈は誤りである。

(13) 久芳崇「東アジアの兵器革命―十六世紀中国に渡つた日本の鉄砲」（吉川弘文館、二〇一〇年）一四―一五頁。これは洞氏の「ここにいう『西番』がポルトガル人をさすものであることはいうまでもない」という推断（④二七五頁）をひきついでものだが、私には「いうまでもない」というほど自明とは思われない。むしろ、シルクロード經由で中国に伝わった嚙蜜（オスマン朝の発祥地 Rum に由来）銃（④二八二頁以下）を指すと解するほうが無理がないと思う。

(14) 洞富雄「種子島銃―伝来とその影響」（淡路書房新社、一九五八年）七五―七七頁。

(15) 東京大学史料編纂所編「描かれた倭寇―「倭寇図巻」と「抗倭図巻」」（吉川弘文館、二〇一四年）七二―七七頁。

(16) 田中健夫「倭寇―海の歴史」（講談社学術文庫、二〇一二年）一九五頁。図版は註（15）書一七頁にある。なお「抗倭図巻」には、明軍の小舟に積まれた仏郎機砲一門が描かれている（註（15）書、四八頁）が、鉄砲の描出はない。

(17) 註（13）書、序論および第一部。

（立正大学文学部）
二〇一五年 四月二三日受付、二〇一五年九月二八日審査終了

The Introduction of Musket to Japan and the Influence of *Wakō*-Pirates : A Debate with Dr. Udagawa Takehisa

MURAI Shōsuke

The purpose of my present article is to reply to the article of Udagawa Takehisa that appeared in issue 190 of this journal with the title “Another Study of the Introduction of Guns to Japan: As a Counter-argument to the Criticism of Dr. Shōsuke Murai”. In my article I examined Udagawa’s theory that says, “*wakō*-pirates introduced and gradually distributed muskets to several places in Western Japan”. During my examination of his arguments based on the historical sources I came to the following three conclusions.

First, the often repeated statement of the author that says, “Murai states that the introduction of muskets was a direct encounter with the European world”, is a misunderstanding of that what I stated in fact in my article. Second, I agree with the author that it is not necessary to think about the year 1542 (or 1543) and the island Tanegashima as the only possible time and place for the introduction of muskets, and that it is possible that *wakō*-pirates also played a part in the introduction of muskets in other different ways. Still, the problem is that the author does not provide concrete examples or evidences for possible alternatives based on the historical sources that would support this argument. Third, the author’s theory, according to which he is interpreting “*huopao/hwap’o* 火炮 (炮) (cannon)” – a word that can be seen in the Chinese and Korean sources in the 1540–50s – as “musket”, is a mistake. Therefore, it is not possible to discuss the introduction of musket based on this theory.

Based on these conclusions, I examined the following question: What was the relationship between those muskets possessed by *wakō*-pirates after the middle of the 16th century and the muskets used by the Japanese army during the war in the East Asian world at the end of the 16th century (the so called Imjin war)?

It is possible that Koreans saw the muskets of *wakō*-pirates before the Imjin war, but these muskets had probably no impact on them, and the Koreans did not feel yet the threat of muskets at that time. Therefore they did not create a special word for musket. Rather, Koreans felt apprehension that “*huopao/hwap’o* (cannon)”, the conventional firearms of Chinese origin would flow out from Korea or China into the hand of *wakō*-pirates or Japanese.

But during the following years, musket, the new weapon introduced to Japan in the midst of the disturbances of the Warring States period, underwent several technical improvements in the Japanese

society that was characterized by continuous wars. Further, with the time Japanese soldiers became also perfectly trained in the use of musket in organized groups. Thus, musket soon became a fearful military menace to Ming China and Chosŏn Korea during the Imjin war. Both countries called musket “*niaochong/choch'ong* 鳥銃 (fowling piece)” and both of them eagerly tried to learn the military technique of muskets from captured Japanese soldiers and the confiscated “fowling pieces”.

Keywords: introduction of musket, cannon, fowling piece, *wakō*-pirates, Imjin war